

中小企業における化学物質管理の現状

1. UA ゼンセンにおける取り組み

1) 安全衛生総点検運動

U A ゼンセンでは、毎年7月の「全国安全週間」ならびに6月の「全国安全週間準備月間」にあわせ、「職場総点検運動」を実施している。年に1回、労働組合の目線で職場の安全衛生を集中的に点検し、安全で快適な職場環境を実現することを目的としており、すべての加盟組合で実施するよう運動を展開している。その中で、業種に応じた「チェックシート」を提示し、チェック項目に従って職場点検を行うこととしているが、特に、製造業では化学物質を取り扱う機会が多いことから、これらについても点検を行うように要請をしている。

2) 化学物質管理の現状（チェックリストの集計結果より） 資料参照

- ・ リスクアセスメント、有害性低減の措置は概ね実施されているが、一部の中小企業では実施されていない。「ある程度、出来ている」という回答が1割以上を占めている。
 - 「ある程度、出来ている」とはどのような状況なのか？
- ・ ラベル貼り付けはリスクアセスメントの実施率よりも低く、「ある程度、出来ている」という回答が2割もある。
 - すべての化学物質にラベル貼り付けがされていない理由は何か？

2. 中小企業における化学物質管理の現状と課題

中小企業における化学物質管理の実情を把握するため、U A ゼンセン加盟の複数の組合へヒアリング調査を行った。

その結果、化学物質管理の理想的な姿には届いておらず、法規制を含めた各種規制に違反しないよう対応することに多くの負担を強いられている実情が見えてきた。中小企業は大手企業に比べて人員や資金が不足し、さらには、サプライチェーンにおける企業の位置づけなどの理由から、限られた経営資源の中で多岐に渡る管理業務に対応せざるを得ないことが背景にある。

1) 管理部署および管理担当者について

化学薬品メーカーにおいては、企業によって組織構成は違うものの、管理部門に相当する部署が設置されている。また、工場単位または職場単位で担当者を置き、定期的に委員会を開催して管理状況の確認や意見交換が実施されている。化学薬品メーカーに就職を希望する人は専門知識を持っている人がほとんどであるため、一から専門知識を教育する必要はない。ちなみに、多くの従業員が有機溶剤作業主任者などの資格を取得するよう、会社から指導されている。

一方、話を伺った繊維加工メーカーでは担当部署はなく、スタッフ部門の1名が化学物質の管理を担当している。専門知識も必要なため、前任者も含めて担当期間は長い。もともと化学物質の専門家ではないため、担当になってから1年間は化学物質の管理業務しかできないほど、作業内容が多く複

雑で手のかかる作業であった。ただ、企業規模が小さいため、今となつては一人だからこそ効率的に作業を行うことができることもある。たとえば、新たに規制対象物質が追加された際、納入先からの問い合わせに対して、過去の納入実績にまでさかのぼって記録を確認する作業は、複数人で対応するよりも経験のある一人で作業を行う方が効率的である。ただし、大企業ではこのようにはいかないであろう。

2) 安全教育、作業標準書について

入社や異動時の導入教育をはじめ、年間を通じて安全教育は行われているが、基本的には OJT による教育が多いようである。中には事故想定訓練を行っている企業もあった。また、作業標準書は法改正や規制対象物質の変更があった時に見直しされているケースが多かった。

一方、不休業災害も発生はしている。ルールがあっても守らなければ災害につながる。厳罰化をすれば不安全行動をする人も減るであろうが、職場のルールとしては限界もある。対応が難しい。また、安全を確保するための経済的負担も中小企業にとっては大きい。化学産業は基本的に装置産業であり、設備の老朽化や新しい規制に対する設備改修などが常に求められるが、こういったハード面での対策は言うに及ばず、保護具を用意するのも、中小企業にとっては大きな負担となる。

3) SDS 交付、ラベル貼り付けについて

製品として出荷する化学物質については SDS を交付し、ラベルを貼っている。

一方、研究・開発により作成した試験管レベルの化学物質については、SDS やラベル貼りはされていない。理由は種類が非常に多く、安全性試験の費用がかかるため。したがって、研究・開発では保護具をフル装備して作業を行っている。パイロットレベルにスケールアップする時点で安全性試験を実施し、SDS を作成しラベルを貼っている。

4) リスクアセスメントについて

リスクアセスメントは実施しているが、十分ではないという印象であった。リスクアセスメントというシステム自体が、企業にリスクを負わせるための口実になっているのではないか、という厳しい意見もあった。

①薬品の種類が多い

中小企業はニッチな製品を作っているため、少量多品種の生産をおこなっている。したがって、企業規模にわりに取り扱う薬品の種類が多い。また、研究・開発部署ではさらに多くの種類の化学薬品をしようしており、すべての化学物質に対してリスクアセスメントをするととなると、なかなか手が回らない。

②人員が少ない

化学薬品メーカーでは担当部署を設けて化学物質の管理を行う体制を敷いてはいるが、化学薬品の種類の割には人数が少なく、作業が進まない。

③リスク低減措置

リスクの見積もりまでは行うが、低減措置の実施は努力義務のため実施していないという回答があった。また、リスク低減措置を施すことになったとしても、代替物質を見つけたり、設備を改善したりすることは中小企業では資金的に難しいため、優先順位の最も低いである「個人保護具の着用」で対応することが多い。結局は、作業者にリスクを負わせていることになっているのではないかと懸念される。

5) 法律をはじめとする各種規制対応について

化学物質の管理は法律で決められたことであるので、企業としては法違反とならないよう対応せざるを得ない。ただ、制度変更があると、そのたびに対応を求められ、影響を受けるのは川上に近いサプライヤーであり委託先の業者であり、その多くは中小企業である。

- ① 規制により使えなくなったり使いにくくなったりした化学物質が増えてきている。例えば、長期安定性のある化合物は製品性能の安定につながるため、工業的には有用な物質であるが人体への影響は大きい。また、規制対象の化学物質が増えると、使用できる化学物質の種類が限られ、開発の自由度も下がってしまうことになり、特に中小企業は競争力が下がってしまうことにもなる。
- ② 規制となる化学物質が追加されると、取引先からその物質の使用有無や含有量についての調査依頼がある。過去の納入品にさかのぼって確認をすることになるため、大変な労力である。
- ③ 供給先や外部委託先における製品含有化学物質の管理状況の確認が求められ（経産省「製品含有化学物質管理ガイド」）、さらには顧客の管理状況まで確認を求められることがある。中小企業でそこまで作業を行うことは非常に苦勞をする。
- ④ 近年では、サステナビリティへの取り組みが広がってきている。グリーン調達や CSR 調達が推奨され、環境や人権に配慮した原材料・製品かどうかまで回答を求められることもある。また、業界によっては自主規制として各種認証システムを導入している場合もあり、環境や安全への配慮から、法を上回る規制を設けている場合が多くみられる。これらの管理や対応は中小企業にとって大きな負担となっている。

6) 化学物質の廃棄について

廃棄物の処理は企業の責任であるが、化学物質の廃棄業者は少なく、あったとしても費用が高いため、中小企業にとっては大きな負担となっている。職場での取り扱いのみならず、廃棄を含めた一連の化学物質管理について情報提供とフォローが必要ではないか。

3. 化学物質管理に関する制度への要望

化学物質管理の制度を職場で運用し、実効性を発揮させるためには、人材と資金を投入しなければならないが、大手企業に比べて中小企業はその経営資源が乏しい。

1) 職場で運用できる制度の構築

中小企業では、化学物質に関して取引先からの調査や情報提供などの要請は多岐にわたり、その業務への負担は非常に大きい。化学物質に関する法律が広範囲に広がっており、規制対象物質が増えつつあるということに加え、世の中の潮流であるサステナビリティへの取り組みや自主規制など、様々な規則や制度の多岐にわたる対応が求められ、管理業務は増える一方である。職場で運用可能な制度、現実的な制度への見直しが必要ではないか。

2) 安全を確保するための補助金制度

ある化学物質に対して確保されるべき安全水準というのは、本来はどの企業においても一律であるべきと考えるが、実際には企業規模によって差が生じている。また、リスクアセスメントにより危険性・有害性が特定されたとしても、企業の経済的理由で、作業員個人へリスクを転嫁することは避けなければならない。安全確保のための最低限の補助はあってもいいのではないだろうか。

資料 「2019年 職場総点検運動チェックリスト」より抜粋（2019年6月実施）

・回答数 251 組合単組・支部

（組合員規模別内訳 1000人以上：28組合、 300～999人：60組合、 300人未満 163組合）

・記号 「出来ている」＝「○」、 「ある程度、出来ている」＝「△」、 「出来ていない」＝「×」、
「不明」＝「?」、 「該当しない」＝「－」

Q1. リスクアセスメントを実施している。

回答 \ 規模	1000人以上	300～999人	300人未満	計
○	76%	85%	77%	79%
△	16%	5%	10%	10%
×	0%	0%	4%	2%
?	0%	0%	1%	1%
－	8%	9%	8%	8%
計	100%	100%	100%	100%

Q2. 機械・設備や化学物質等の危険有害度を低減させる措置を講じている。

回答 \ 規模	1000人以上	300～999人	300人未満	計
○	92%	70%	72%	74%
△	0%	19%	18%	16%
×	0%	0%	2%	1%
?	0%	0%	1%	1%
－	8%	11%	7%	8%
計	100%	100%	100%	100%

Q3. すべての危険有害な物質に、有害性を警告するラベルが付されている。

回答 \ 規模	1000人以上	300～999人	300人未満	計
○	71%	62%	68%	67%
△	17%	25%	18%	20%
×	0%	2%	3%	2%
?	8%	0%	2%	2%
－	4%	11%	9%	9%
計	100%	100%	100%	100%